



# 山形県公報

平成15年9月12日(金)  
第1474号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                               |                   |      |
|-------------------------------|-------------------|------|
| 指定居宅介護支援事業者の指定.....           | (村山総合支庁福祉課) ...   | 1099 |
| 指定居宅サービス事業者の指定.....           | (最上総合支庁福祉課) ...   | 1100 |
| 指定介護老人福祉施設の指定.....            | (同) ...           | 同    |
| 土地改良区の定款変更の認可.....            | (最上総合支庁農村計画課) ... | 同    |
| 土地改良事業施行の認可.....              | (同) ...           | 同    |
| 同.....                        | (同) ...           | 同    |
| 同.....                        | (同) ...           | 1101 |
| 同.....                        | (同) ...           | 同    |
| 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知.....   | (森林課) ...         | 同    |
| 同.....                        | (同) ...           | 1102 |
| 民有保安林の指定施業要件の変更.....          | (同) ...           | 同    |
| 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧..... | (都市計画課) ...       | 1103 |
| 道路の区域の変更.....                 | (置賜総合支庁建設総務課) ... | 同    |
| 同.....                        | (庄内総合支庁建設総務課) ... | 同    |
| 県証紙売りさばき業務の廃止の届出.....         | (出納局) ...         | 1104 |
| 県証紙売りさばき人の指定.....             | (同) ...           | 同    |

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

|              |   |
|--------------|---|
| 政治団体の設立..... | 同 |
|--------------|---|

### 公 告

|                          |                 |      |
|--------------------------|-----------------|------|
| 一般競争入札の公告.....           | (産業技術短期大学校) ... | 1105 |
| 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施..... | (公安委員会) ...     | 1106 |

## 告 示

### 山形県告示第853号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。  
平成15年9月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地               | 事業所の名称及び所在地                      | 指定年月日     |
|-----------------------------------|----------------------------------|-----------|
| 有限会社はーと&はーとケアセンター<br>山形市鳥居ケ丘14番2号 | はーと&はーと居宅介護支援事業所<br>山形市鳥居ケ丘14番2号 | 平成15.8.26 |

## 山形県告示第854号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成15年9月12日

山形県知事 高橋和雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                        | 事業所の名称及び所在地                              | 居宅サービスの種類 | 指定年月日     |
|--------------------------------------------|------------------------------------------|-----------|-----------|
| 社会福祉法人 新庄かつろく<br>会<br>新庄市金沢字西ノ山3027番4<br>号 | 短期入所生活介護事業所「かつろくの里」<br>新庄市金沢字西ノ山3027番10号 | 短期入所生活介護  | 平成15.8.29 |
|                                            | 老人デイサービスセンター「かつろく」<br>新庄市金沢字西ノ山3027番10号  | 通所介護      | 同         |

## 山形県告示第855号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成15年9月12日

山形県知事 高橋和雄

| 指定介護老人福祉施設の名称     | 所在地               | 指定年月日     |
|-------------------|-------------------|-----------|
| 特別養護老人ホーム「かつろくの里」 | 新庄市金沢字西ノ山3027番10号 | 平成15.8.29 |

## 山形県告示第856号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成15年9月12日

山形県知事 高橋和雄

- 1 土地改良区の名称  
太鼓胴土地改良区
- 2 事務所の所在地  
最上郡真室川町大字大沢2489番地
- 3 認可年月日  
平成15年9月2日

## 山形県告示第857号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成15年9月12日

山形県知事 高橋和雄

- 1 土地改良事業を行うものの名称  
泉田川土地改良区（塩野東地区農業用排水施設整備）
- 2 認可年月日  
平成15年9月3日

## 山形県告示第858号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成15年9月12日

山形県知事 高橋和雄

- 1 土地改良事業を行うものの名称  
泉田川土地改良区（塩野東地区暗渠排水）
- 2 認可年月日  
平成15年9月3日

## 山形県告示第859号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成15年9月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良事業を行うものの名称  
泉田川土地改良区（野々村地区農業用排水施設整備）
- 2 認可年月日  
平成15年9月3日

## 山形県告示第860号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成15年9月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良事業を行うものの名称  
泉田川土地改良区（野々村地区暗渠排水）
- 2 認可年月日  
平成15年9月3日

## 山形県告示第861号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成15年9月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所  
最上郡舟形町堀内字大畑3317 - 6
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所  
最上郡鮭川村大字京塚字下牛潜349 - 5、3123 - 1、3123 - 3、字塩野2739 - 18から2739 - 20まで、字牛潜向山3042 - 7、3086、3145、3146 - 1
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 山形県告示第862号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成15年9月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 1 保安林予定森林の所在場所

北村山郡大石田町大字次年子字ヤスモリ1241 - 1、字丸木沢206、207、字タシロ207 - 11、207 - 12、1242 - 1

#### 2 保安林指定の目的

土砂の流出の防備



1242 - 2

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ヤスモリ1241 - 1、字丸木沢206、207、字タシロ207 - 12、1242 - 1

ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び大石田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 山形県告示第863号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成15年9月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飽海郡遊佐町大字吹浦字西楯7 - 2（次の図に示す部分に限る。）、7 - 25、7 - 31、9 - 2、9 - 7から9 - 9まで、9 - 23、9 - 24、21（次の図に示す部分に限る。）、71 - 1

#### (2) 保安林として指定された目的

風害の防備

#### (3) 変更後の指定施業要件

##### イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西楯71 - 1（次の図に示す部分に限る。)

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

#### 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飽海郡遊佐町大字吹浦字西楯7 - 2（次の図に示す部分に限る。）、7 - 25、7 - 31、9 - 2、9 - 7から9 - 9まで、9 - 23、9 - 24、21（次の図に示す部分に限る。）、71 - 1

- (2) 保安林として指定された目的  
潮害の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字西楯71 - 1（次の図に示す部分に限る。）
      - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び遊佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第864号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成15年9月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種 類 山形広域都市計画公園
  - (2) 名 称 2・2・1号長町熊野公園
- 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

山形県告示第865号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成15年9月12日から同年9月25日まで縦覧に供する。

平成15年9月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 米沢浅川高畠線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                          | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|----------------------------------------------|------|------------------|-------------|
| 東置賜郡高畠町大字亀岡字小関1950番1から<br>同 大字塩森字薬師堂1201番1まで | 旧    | 15.7メートル<br>14.6 | メートル<br>301 |
| 同 上                                          | 新    | 19.0メートル<br>15.5 | 同 上         |

山形県告示第866号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年9月12日から同年9月25日まで縦覧に供する。

平成15年9月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 鶴岡羽黒線  
 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                    | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延長         |
|--------------------------------------|---|------|------------------|------------|
| 東田川郡羽黒町大字手向字聖山22番2から<br>同 字猿田192番1まで |   | 旧    | 34.0メートル<br>17.2 | メートル<br>19 |
| 同                                    | 上 | 新    | 23.4メートル<br>17.2 | 同上         |

## 山形県告示第867号

山形県証紙条例施行規則(昭和39年4月県規則第34号)第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成15年9月12日

山形県知事 高橋和雄

| 氏名   | 住所                        | 売りさばき所の所在地  | 廃止年月日    |
|------|---------------------------|-------------|----------|
| 成田政治 | 東田川郡三川町大字押切新田字<br>対馬31番地1 | 酒田市あきほ町30番地 | 平成15.9.4 |

## 山形県告示第868号

山形県証紙条例(昭和39年3月県条例第40号)第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成15年9月12日

山形県知事 高橋和雄

| 氏名    | 住所              | 売りさばき所の所在地  | 指定年月日    |
|-------|-----------------|-------------|----------|
| 小林権太郎 | 飽海郡平田町大字堀野内78番地 | 酒田市あきほ町30番地 | 平成15.9.4 |

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第126号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成15年9月12日

山形県選挙管理委員会

委員長 安部

敏

## その他の団体

| 政治団体の名称       | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地             | 届出年月日        |
|---------------|--------|----------|------------------------|--------------|
| キラリとした米沢をつくる会 | 遠藤 浩   | 遠藤 博子    | 米沢市門東町3-4-41           | 平成<br>15.6.5 |
| 後藤祥一後援会       | 後藤 祥一  | 佐藤 孝喜    | 飽海郡松山町大字中牧田字谷地<br>44-1 | 同<br>7.10    |

|           |      |       |                   |   |      |
|-----------|------|-------|-------------------|---|------|
| 小田たかよし後援会 | 馬卸昭一 | 島田賢一  | 西置賜郡飯豊町大字添川3182   | 同 | 7.23 |
| 21世紀天童の会  | 原田芳和 | 狩野由美子 | 天童市田鶴町4-18-22-102 | 同 | 8.6  |
| 長谷川俊夫後援会  | 岡崎伸一 | 菅原国治  | 西置賜郡白鷹町大字畔藤5121   | 同 | 9.2  |

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立産業技術短期大学校電子計算機システムの賃貸サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年9月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松栄二丁目2番1号 山形県立産業技術短期大学校会議室(2階)
- (2) 日 時 平成15年10月22日(水) 午前11時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立産業技術短期大学校電子計算機システムの賃貸サービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成16年2月1日から平成21年1月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)契約期間に掲げる期間に相当する賃貸額の総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成15年1月24日付け山形県公報第1409号)により公示された資格を有すること。
- (2) 当該賃貸物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績があることを証明できること。
- (3) 当該賃貸物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (4) 9の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松栄二丁目2番1号 山形県立産業技術短期大学校総務企画課 電話番号023(643)8431

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。



## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成15年10月10日(金)正午までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease service of a computer for Yamagata Prefectural Yamagata College of Industry and Technology Quantity: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 11:00 AM, October 22, 2003
- (3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Yamagata College of Industry and Technology, 2-1 Matsuei 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2473 Japan TEL023-643-8431

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ及び同法第99条の3第4項第1号イの規定による技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成15年9月12日

山形県公安委員会

委員長 吉田 美智子

## 1 審査の種類

## (1) 技能検定員審査

- ア 技能検定員審査(大型)
- イ 技能検定員審査(普通)
- ウ 技能検定員審査(大特)
- エ 技能検定員審査(大自二)
- オ 技能検定員審査(普自二)
- カ 技能検定員審査(牽引)
- キ 技能検定員審査(大型二種)
- ク 技能検定員審査(普通二種)

## (2) 教習指導員審査

- ア 教習指導員審査(大型)
- イ 教習指導員審査(普通)
- ウ 教習指導員審査(大特)
- エ 教習指導員審査(大自二)
- オ 教習指導員審査(普自二)
- カ 教習指導員審査(牽引)
- キ 教習指導員審査(大型二種)
- ク 教習指導員審査(普通二種)

## 2 審査の期日及び場所

## (1) 期日

平成15年10月20日(月)から同月24日(金)までの日の午前8時30分から午後5時まで

## (2) 場所

天童市大字高掬字立谷川原北3400番地 山形県警察本部交通部運転免許課(以下「運転免許課」という。)

## 3 審査の申請手続

## (1) 申請手続

審査を受けようとする者は、審査申請書に山形県指定自動車教習所規程(昭和53年6月県公安委員会告示第15号)第5条に規定する書類を添えて、運転免許課に提出すること。

## (2) 申請の受付期間及び受付時間



平成15年9月26日(金)から10月3日(金)までの日の午前8時30分から午後5時まで

4 審査手数料

審査手数料は、山形県手数料条例(平成12年3月県条例第8号)第2条第2項第8号及び第10号に規定する額とする。

5 その他

詳細については、運転免許課(電話023-655-2050)に問い合わせること。

平成15年9月12日印刷  
平成15年9月12日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056